

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について  
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 5 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例  
相模原市介護保険条例(平成 1 2 年相模原市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2 9 , 0 0 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の相模原市介護保険条例の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の保険料について適用する。

提案の理由

介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)の改正に伴い、介護保険の保険料率区分が第 1 段階である第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

## 議案第 5 3 号関係資料

### 相模原市介護保険条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

保険料率区分が第 1 段階である第 1 号被保険者に係る保険料率の減額(第 8 条関係)

区 分	平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料率			
	現行		減額後	
	保険料基準額に対する負担割合	保険料率(年額)	保険料基準額に対する負担割合	保険料率(年額)
世帯全員が市民税非課税の者であって、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下である者等	0.50	32,300 円	0.45	29,000 円

#### 2 施行期日等

公布の日から施行し、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について  
相模原市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 5 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例  
相模原市建築基準条例(平成 1 1 年相模原市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 雑則(第 5 9 条の 1 5 第 6 6 条)」を  
「第 6 章の 3 道に関する基準(第 5 9 条の 1 5 )  
第 7 章 雑則(第 5 9 条の 1 6 第 6 6 条) 」 に改める。

第 1 条中「法第 4 0 条」を「第 4 0 条」に、「法第 4 3 条第 2 項、法第 5 2 条第 5 項、法第 5 6 条の 2 第 1 項及び法第 6 8 条の 9 第 1 項」を「第 4 3 条第 2 項、第 5 2 条第 5 項、第 5 6 条の 2 第 1 項及び第 6 8 条の 9 第 1 項並びに建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。)第 1 4 4 条の 4 第 2 項」に、「及び建築物等の制限」を「、建築物等の制限及び道に関する基準」に改める。

第 2 条中「建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

第 3 条中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第 6 条中「ものとし、同項」を「ものとし、法第 5 6 条の 2 第 1 項」に、「高さとし、同項」を「高さとし、法第 5 6 条の 2 第 1 項」に改め、同条の表中「第 5 9 条の 1 5 第 1 項各号」を「第 5 9 条の 1 6 第 1 項各号」に改める。

第 1 9 条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第 2 7 条第 1 項の規定に適合する建築物(同項各号のいずれにも該当しない建築物で、同項の規定に適合する特殊建築物の主要構造部に必要とされる性能を有し、かつ、同項に規定する開口部への防火設備が設けられたものを含む。以下同じ。)」に改める。

第 2 1 条中「政令第 1 1 5 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の基準」を「1 時間準耐火基

準」に改める。

第22条及び第23条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第27条第1項中「政令第115条の2の2第1項の技術的基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物」を「1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であって市長が別に定める基準に適合するもの」に改める。

第29条第1項中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第31条第1項中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に改め、同条第2項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第40条第4項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第54条第2項中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に改め、同条第3項第3号中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」及び「同号の技術的基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第56条第1号中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」及び「同号の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第59条の6第3項及び第4項を削る。

第59条の15を第59条の16とする。

第6章の2の次に次の1章を加える。

### 第6章の3 道に関する基準

(道に関する基準)

第59条の15 政令第144条の4第2項の規定により定める基準の適用区域は、相模原市全域とする。

2 政令第144条の4第2項の規定により定める基準は、次に掲げるものとする。

ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 幅員は、4.5メートル以上であること。

(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈折する箇所(交差、接続又は屈折により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺3メートル以上の三角形の部分を道に含むすみ切り

を設けたものであること。

(3) 縦断勾配は、9パーセント以下であること。

第61条中「前章」を「第6章の2」に改める。

第67条第1項中「第59条の6第1項若しくは第2項」を「第59条の6」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6章の3の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第9条の規定による申請書の提出がされた道路の敷地となる土地について適用し、同日前に申請書の提出がされたものについては、なお従前の例による。

提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正に伴う特殊建築物の防火に関する基準等に係る規定の改正、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の改正に伴う木造3階建て共同住宅等の技術的基準に係る規定の改正、同法の規定による道路の位置の指定に係る基準の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 5 4 号関係資料

### 相模原市建築基準条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

- ( 1 ) 特殊建築物の防火に関する基準等に係る規定の改正(第 1 9 条、第 2 2 条、第 2 3 条、第 3 1 条及び第 4 0 条関係)

建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)の改正により、火災時において特殊建築物から避難する間、建築物の倒壊及び延焼を防止するために必要とされる性能に関する基準等が規定されたことに伴い、条例の規定において、防火上安全性が高いため適用除外としている耐火建築物及び準耐火建築物に、新たに規定された基準等を満たす建築物を加えるもの

- ( 2 ) 木造 3 階建て共同住宅等の技術的基準に係る規定の改正(第 2 1 条、第 2 7 条、第 2 9 条、第 3 1 条、第 5 4 条及び第 5 6 条関係)

建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)の改正により、木造 3 階建て共同住宅等の技術的基準の規定について、新たな用語の定義その他規定の整理がなされたことから、同令の基準を引用している部分の用語の整理をするもの

- ( 3 ) 位置指定道路の基準の追加(第 1 条及び第 6 章の 3 関係)

土地を建築物の敷地として利用するため、これを築造しようとする者からの申請に基づき、市長が位置を指定する道路について、次に掲げる基準を条例に規定するもの

ア 幅員 4 . 5 メートル以上

イ すみ切り 3 メートル以上

ウ 縦断勾配 9 パーセント以下

#### 2 施行期日等

- ( 1 ) 施行期日

平成 2 7 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)

- ( 2 ) 経過措置

この条例による改正後の第 6 章の 3 の規定は、施行日以後に建築基準法施行規則(昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号)第 9 条の規定による申請書の提出がされた道路の敷地となる土地について適用し、施行日前に申請書の提出がされたもの

については、なお従前の例によることとするもの